

臨時福祉給付金申請受付開始

子育て世帯臨時特例給付金

申請書の受付は **6月25日** からです

1) 申請方法

- ① 町民税課税状況等調査同意書提出済みの場合
(役場で申告した方)
 - ・受付開始日までに申請書が送られます。
- ② 役場以外で申告し、非課税となる方
 - ・6月24日までに同意書(用紙:町民健康課)を提出:**役場から申請書が送られます。**
- ③ 未申告の場合は
 - ・役場税務課で申告(6月24日まで)→非課税で同意書を提出:**役場から申請書が送られます。**

※②③で該当にならない場合は不支給決定通知書が送付されます。
- ④ 6月25日以降に申請
 - ・申請書(兼同意書)を提出→課税状況確認(未申告者は申告を)
 - ・支給決定通知書または不支給決定通知書が送付されます。

2) 申請書の記入・添付書類

- ① 必要事項を記入
 - ア 世帯員氏名・性別・生年月日・続柄(印字されていれば確認)
 - イ 振込口座番号
- ② 添付するもの
 - ア 振込口座の通帳のコピー(名義人が確認できる部分のみ)
 - イ 本人確認(運転免許証・保険証・住基カード等の全員分のコピー)
- ③ 加算がある場合
 - ア 該当する手帳または証明書等のコピー

3) 申請書提出方法

- ① 郵送の場合 : 同封の返信用封筒に入れて投函
- ② 直接持参の場合 : 町民健康課窓口を持参
- ③ 代理申請の場合 : 上記必要書類と申請書中の委任欄に記載のこと
代理人本人確認のできるもの
(運転免許証等)

4) 支給関係

- ① 7月中旬以降の予定、決定通知書に記載してお知らせします。
- ② 支給後、課税が判明した場合は返還となります。

5) 申請受付の期限 : 9月25日まで

6) その他

- 役場や関係機関から口座番号の問い合わせはしません。
- そのようなことがあれば下記までお知らせください。

1) 対象者

- ① 平成26年1月1日に、長万部町に住民登録をしている。
- ② 平成26年1月分の児童手当の受給している。
- ③ 平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない。
- ④ 臨時福祉給付金の対象者でない。
- ⑤ 生活保護を受けていない。
 - ・上記の①~⑤の全てに該当すれば対象となります。
 - ・支給額は、対象児童1人につき1万円

2) 申請書

- ① 受付開始日までに役場から用紙が送付されます。
- ② 公務員
 - ・役場町民健康課で申請書の交付を受ける。(希望者には送付します)
 - ・転入の方は、1月1日住所登録の市区町村へ連絡し交付を受ける。

3) 申請書提出方法

- ① 同封の返信用封筒に入れて投函、または役場町民健康課へ提出
- ② 公務員
 - ・役場町民健康課へ提出する。
 - ・転入の方は、交付を受けた市区町村へ提出する。

4) 支給関係

- ① 時期 7月中旬以降予定
- ② 通知
 - ・支給決定通知書に詳細が記載されています。
 - ・該当しない場合「不支給決定通知書」が送付されます。

5) 受付期限 9月25日まで

6) 注意事項

- ☆役場や関係機関から口座番号の問い合わせはしません。
- ☆そのようなことがあれば下記までお知らせください。

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)